

第7回 処理水の取扱いに関する宮城県連携会議 議事録

日 時 令和5年2月11日（土）午後1時～3時25分

場 所 宮城県庁2階 講堂

【司会（宮城県原子力安全対策課 八鍬 原子力防災対策専門監）】

定刻となりましたので、ただいまから第7回「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」を開催いたします。

本日の会議は公開としております。報道機関が会場に入るほか、Webによりライブ配信をしておりますので、ご了承願います。

それでは、初めに村井知事より挨拶を申し上げます。

【宮城県知事 村井嘉浩】

皆さんこんにちは。本日は土曜日という休みの日にご多忙の中、第7回処理水の取扱いに関する宮城県連携会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

国は先月、処理水の取り扱いに係る関係閣僚等会議において、海洋放出の時期の見通しを本年春から夏頃と見込むとともに、処理水の処分に関する行動計画を改定いたしました。

また、東京電力は昨年12月、現段階における基本的な考えとして、処理水に係る風評被害が発生した場合の賠償基準を示しました。連携会議では、従来から海洋放出以外の処分方法の継続検討とともに、県民が不利益を被ることのないよう、確実に、そして目に見える形で実効性ある対策を、スピード感を持って実施されることを求めてまいりましたが、国や東京電力の考え方をご説明していただくため、第7回会議を開催することとしたものであります。

本日は、国と東京電力から第6回会議以降に具体化の検討をし、また取り組んできた風評対策等の対応状況についてそれぞれご説明いただき、構成団体の皆様の声がどのように反映されているのかしっかりと聞かせていただいた上で、意見交換をさせていただきたいと考えております。

国と東京電力においては、新たな風評を発生させないという強い決意のもと、今後も関係団体等との対話を重ね、必要に応じ対策の追加、改善、改良、充実、対策の追加であったり改良であったり改善であったり改良であったり充実、これを機動的に実行していただくよう申し上げまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は限られた時間でございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会（八鍬 原子力防災対策専門監）】

本日の出席者につきましては、お手元の出席者名簿の通りとなっております。恐縮ではございますが、お一人ずつのご紹介は割愛させていただきます。また、一部の関係省庁のご担当の方はリモートによりご参加いただくこととしておりますので、ご承知おき願います。

続きまして、議事に入ります。本連携会議の座長であります知事に進行をお願いいたします。

【座長（村井 知事）】

はい、それでは暫時議長を務めます。

はじめに、議事（1）国の対応状況について、内閣府須藤福島原子力事故処理調整総括官をお願いいたします。

【内閣府 須藤 福島原子力事故処理調整総括官】

ご紹介をいただきました内閣府の須藤でございます。経済産業省の職も兼ねております。改めまして本日どうぞよろしくお願い申し上げます。大変恐縮でございますが、座ってご説明をさせていただきます。

お手元でございます国資料1に沿ってご説明を申し上げます。

めくっていただきまして、1ページ目がこれまでの経緯でございます。宮城県におかれましては連携会議、設定をいただき様々なご意見をいただいております。その中で、ご意見を反映して対策を講じてまいりましたけれども、知事のご挨拶でもご紹介がございました1月13日に閣僚会議行われております。その状況をご紹介させていただきます、これまた知事

のご挨拶にございましたけれども、皆様のご意見をもとに改善・改良・充実を図っていくということを意図いたしまして、今日7回目を開催させていただいております。

2ページ目は政府の体制でございます。これは何回かご紹介をさせていただきましたが、閣僚会議の下に閣僚会議があるということで、異例な体制になっております。省庁を挙げて風評対策、安全対策に取り組んでいくということで、今日このように国の関係省庁、多数参加をさせていただいております。

3ページ目以降が安全性についてでございます。具体的には国資料①の4ページ目をご覧くださいと思います。

まず、大前提となる安全性について、チェック体制を充実させていくということを記載させていただいております。この真ん中の絵にございますが、汚染水は、基準の数百万倍もの放射性物質が入っております。これをALPSという浄化設備で、トリチウム以外については規制基準以下にいたします。確認①と書いてありますけれども、放出前にトリチウム以外がちゃんと規制基準以下になっているかを確認いたします。

ここで満たしていないものは再浄化に回してまいります。さらに海水で大幅に希釈をいたします。トリチウムはALPSでは取りきれませんので、規制基準を満たすためには希釈が必要になります。十分な希釈を行うということですが、これによりトリチウムの濃度を1リットルあたり1,500ベクレル未満にいたします。

さらに、これに伴いまして、トリチウム以外の放射性物質核種については規制基準の100分の1以下になります。規制基準よりはるかに低い数字になるということでございます。さらに、処分量については年間2兆ベクレルということで、事故前の基準、管理目標と同じ扱いとしております。さらに、海に放出した後にも何重にもわたってチェックをしていくというのが確認の②でございます。

5ページをご覧くださいと思います。トリチウムの濃度でございますけれども、国の規制基準6万ベクレル、WHO、世界保健機関の飲み水の基準、1万ベクレルよりもさらに低い1,500ベクレル未満として放出をするということにしております。

6ページをご覧くださいと思いますが、その結果、トリチウムやトリチウム以外のものも含めまして、ALPS処理水の放出に伴ってどんな影響が出てくるかということ

でございます。上の四角の①をご覧くださいと思います。自然に浴びる放射線、自然放射線と比較をいたしまして約105万分の1から10万5,000分の1、人への影響はこういう状況でございます。動植物への影響でございますけれども、国際放射線防護委員会ICRPが提唱する基準値に比べまして、約200万分の1から100万分の1、このような形で、安全性を担保した上で、人や環境への影響が極めて低い水準にして放出をするということでございます。

7ページ目をご覧くださいと思います。いろいろな機関が挙がっておりますけれども、流す水、流した水については東京電力が測るだけではなく、東京電力も第三者機関に委託をし、政府も資源エネルギー庁、原子力規制庁という形で、さらに国際機関のIAEAにもチェックをしてもらう、何重にもわたってチェックをしていくというものでございます。

8ページをご覧くださいと思います。駆け足の説明で恐縮です。左下に試料①海水、試料②水産物、海洋生物、試料③海底土とあります。水とお魚、生き物と土、これをしっかり測って安全性を確保するというところでございます。

9ページでございます。地図に薄く塗られたところがございますけれども、上の四角にございますように、発電所から2、3キロ離れますと、もう通常の海と区別ができない状況になるというのがシミュレーションでございます。このシミュレーションが正しいかということも10ページ目以降に記載ございますように、モニタリング、測定をまいります。

10ページ目のポイント1ですけれども、シミュレーションでは近くだけがわずかに濃度が濃くなるということもございますので、ポイントの1は10kmの範囲内を多めに測ると、ポイント②、念のため30km、50km離れたところでも測る。測定漏れがないかということも測る。宮城と福島の間でも測定をいたします。ポイント3が水産物です。お魚は動きもありますので、北海道から千葉まで、もちろん宮城を含んで測定をいたします。

次の11ページ、ポイント4でございますけれども、測定地点を増やします。季節変動も考慮していきますが、2つ目のポツでございますように、特に放出開始直後ご心配が多いかと思っております。速報値を含め測定の頻度を高めてまいります。ポイントの5でございます。トリチウムが今回浄化の時のポイントになっておりますけれども、トリチウム以外についても念のため測定をします、このような形で何重にもわたって測定をし、また、測定をいろいろ

な形でチェックしていく。

12ページ目が、測定した数値だけではその安全性が伝わらない可能性がございます。環境省でホームページを近々作ることにしております、この中で数値が持つ意味をしっかりと伝えていく、このような一元的な情報発信を国の方で図ってまいります。

続いて13ページをご覧くださいと思います。モニタリングも測るだけではいけないというところの、次のところがございますけれども、流通小売業者への説明を行っております。安全な物を扱っていただく流通小売業者の方々にしっかりとお伝えをしていく、出てくる数字の意味合いを伝えていくと。このようなことを特に力を入れてやっております。

次に、14ページ目をご覧くださいと思います。これは国際機関によるチェックでございます。IAEAが原子力の分野ではまさに権威ということでもありますけれども、IAEAには何重にもわたって厳しくチェックをしていただく予定にしております。1つは、設備や処分方法の適正さ、東京電力の設備がきちんと設計されているか、あるいは海洋放出の手段及びその安全性が適正なものであるかというのをまずチェックいただきます。それから2つ目、規制機関の能力、原子力規制委員会、原子力規制庁が適正な規制を行う能力があるかどうか、このようなことまでIAEAには見てもらいます。さらにモニタリングの能力、測って出した数字の妥当性がちゃんと国際基準を保っているかどうか、ここまでチェックをしていただくということがございます。

15ページ目以降はそのIAEAによる評価の具体例でございます。飛ばし飛ばしの説明になりますが、15ページの右側にグロッシー事務局長のコメントが載っております。IAEAは、処理水が海洋放出される際に、それが国際基準に完全に適合した形で実施され、放出は環境にいかなる害も与えることはないと確信できるというような形で、途中の状況発信をいただいておりますが、なお引き続き厳しくチェックをいただきます。

16ページはIAEAが評価するだけではなくて、その評価した内容をIAEAご自身が情報発信をしていただいているというご紹介でございます。日本語のページもございます。

次の17ページ、18ページ目は具体例でございますので、時間の関係で割愛をさせていただきますが、厳しくチェックいただいております。

また、19ページ目はこの後東京電力からも紹介がありますが、数字だけでは分かりにく

い安全性の、見て分かりやすい確認ということで、お魚と貝を飼うことを始めております。これも状況を包み隠さずお伝えをしていくということを考えております。

20 ページ目にまいります。今後の取組でございますが、I A E Aには厳しくチェックをしてもらいますが、Aのところでございます。放出開始前には、いろいろな角度から行っていただいているレビューに関する包括的な報告書を公表いただく予定になっています。これには国際専門家、中国、韓国あるいはロシアといったような国も含めて、参加をいただいております。さらに、I A E Aから安全性を徹底的に確認したことを周知する。もちろん日本からも発信をしております。さらに②でございます。原子力規制委員会、福島原発事故を教訓として独立性の高い機関として設置されております。ここにおいても、今まさに審査が進められているというところでございます。

21 ページは説明が重なりますので割愛をさせていただきます。

22 ページ目以降が、その安全性を含めて国民理解醸成、あるいは国内外への理解醸成の取組でございます。

23 ページ目をご覧くださいと思います。全国各地で様々な形で説明会、あるいは車座の意見交換などを行っております。写真が掲載されております。

さらに24 ページをご覧くださいますと、流通小売事業者、あるいは消費者の方々に福島第一原発を視察いただいたり、車座で座談会を行ったりというようなことをしております。安全性を理解いただくため、消費者の方、流通業者の方々にしっかりリーチをしています。

それから25 ページ目が、ご覧いただいた方もいらっしゃると思います。テレビコマーシャルを行ったりWebの動画広告を行ったりしております。これは地元、あるいは近隣県ということではなくて、全国を対象に行っております。今後も、例えば若い方に向けたインターネットでの発信、あるいは女性層に向けた発信などという形で、ターゲットをそれぞれ明確にしながら、様々な発信をしていきたいと思っております。

さらに26 ページ目、ご覧いただきたいと思いますが、こちらは安全だというだけではなくて、三陸常磐の海の、あるいは海産物の魅力を発信すると、まさに省庁を挙げた例でございますけれども、このようなテレビ番組などの制作を行っております。

さらに27 ページ目が地産地消、あるいはこれから未来にわたって消費をしていただく小

中学生を対象に県産水産物を使った料理教室ということで、このような形で子どもたちにもしっかり魅力を伝えていくというようなことを行ってまいります。

28ページ目以降、外国への発信になりますが、28ページが恐縮です、飛ばさせていただきまして、具体的にどんな発信をしているかということですが、29ページがIAEA総会です。まさに原子力関係者が世界から集まる場所ですけれども、ここではIAEA主催のサイドイベントが行われています。

それから30ページが香港の関係です。宮城から香港へ輸出されておりますけれども、単に香港政府とやり取りするだけではなくて、メディアや関係団体、こういったようなところへの発信を強化しております。

31ページ目が、香港から食品関係の団体がいらっしやった時に、太田副大臣が、これは福島のものですけれども、お弁当を食べてもらうというような形で、香港はまだ福島県産品の一部を禁輸しておりますので、安全性と魅力をお伝えしたりしております。

32ページ目がEUに対する働きかけ、すみません、中身は割愛をさせていただきます。

33ページは、まだ宮城から水産物の輸出ができませんけれども、韓国政府に向けても粘り強く状況を説明し、働きかけをしております。年末には局長級の会合も行われております。

さらに34ページ、太平洋島諸国、PIF諸国ということもございますけれども、先週PIF代表团、日ミクロネシア、日マーシャル諸島というような形で高いレベルで説明、働きかけをしております。

さらに35ページ。これもまだ宮城は輸入規制がかかっておりますけれども、中国政府に対しても繰り返し説明をしておりますし、特に国際会議で中国政府から事実に基づかない発言が行われた場合にはいずれもその場で然るべく反論をしております。外務省、農水省と関係省庁、優先順位を高くしてご対応いただいております。

36ページが台湾の関係者。台湾はIAEAに加盟できておりませんので、別途受け入れをしております。報告書が最近出ております。ALPS処理水という言葉を使った報告書が右側に小さな字ですが記載をされております。

さらに37ページ目では、国際社会に向けてテレビ番組を作って放送をしたりというような活動をしております。

38ページ目、輸入規制の関係。これは再三ご指摘ございます。図の通りでございますけれども、政府方針決定後も規制緩和、解除をしてくれる国が出てきておりますので、引き続き粘り強く取り組んでまいります。

39ページ、これは農業関係からもご指摘をいただきましたけれども、風評影響についての調査です。いかに安全性を担保してそれを伝えても、どこかで何かおかしい動きが出てくるかもしれない。こういう危機意識は持ちながら、ここにございます消費者の調査、事業者の調査、輸出動向の調査、卸売価格の調査、観光関係の調査という形で、様々な形でチェックを入れていきます。統計的にもそうですけれども、事例的にも変な動きがないかというのがアンテナ高く見つけ、素早く対応してまいりたいと考えております。

そして40ページ目。今日たびたび出てきますが、流通関係です。皆様が獲ってきたものがしっかり回っていくということで、40ページにございますのは輸出の関係です。宮城県の企業にもご参加をいただいておりますけれども、輸出産品の風評影響連絡会というのを設置しております。

41ページについては今の説明と重なりますので説明を割愛させていただきます。

42ページ目以降がいわゆる風評対策、産業向けにどんなことをしていくかということでございます。

43ページはいろいろなレベルで考えられるものを、皆様のご提言も参考にしながら作ってきましたということではありますが、具体的には44ページが水産対策、水産業の対策になります。これは夏の予算要求の時に一部ご紹介をいたしましたけれども、これまでは福島県だけが対象であったような対策についても、宮城を含む近隣県を対象に加えるといった対応をしております。粘り強い予算折衝の結果、水産庁さんの方で、ここに記載のとおり、がんばる漁業の拡充ですとか、あるいは後継者対策の拡充がなされております。

それから45ページ目。これはメディアなどで500億円の基金として報道されたものでございます。漁業者の支援事業ですが、こちらは下の四角をご覧くださいと思います。4つございます。新たな魚種・漁場の開拓等に係る漁具等の必要経費への支援ということで、海の環境変わってきていますので、獲れるお魚も変わってくる。これに合わせていく取組への支援。2つ目が、省燃油活動等を通じた燃油コスト削減に向けた取組に対する支援という

ことで、燃費を高めるためにいろいろな工夫をしていただく。そういうことに対して支援を行うという形。さらに、漁業者による省資源化・有効利用等を通じた魚箱等のコスト削減です。燃油を使わない、あまり使わない養殖関係の方々もいらっしゃいますので、魚箱を共同購入するなど、効率的な運用をする場合に支援をする、あるいは省エネ性能に優れた機器等の導入に要する費用、こういったことへの支援を行ってまいります。これは詳細調整中でございます。全国の関係団体等と調整をしてございますので、また改めてご説明の機会を頂戴できればと思います。

46ページ目は支援策の説明会でございます。2月8日に石巻で行いました、水産関係以外を含めまして、様々な風評払拭対策、あるいは復興のための対策がございます。これについての説明を行っております。ただ、説明も一方通行ではいけませんので、相談窓口を充実して、「あの時聞いた説明のこういうこと興味あるのだけどどうだろう」というようなことに答えるための相談窓口を置いておりますので、ぜひここにいらっしゃる皆様、あるいは関係の皆様ご活用いただければと思います。

47ページ目は全漁連からの発信でございます。こちら割愛させていただきます。

48ページ目以降は具体的に物が売れていく、流れていく、こういう仕組みを作っていく。そのために魅力や安全性の発信を行っていくということでございます。

48ページ目はごひいき！三陸常磐キャンペーンということで、下の方の写真に西村大臣、太田副大臣が載っておりますけれども、宮城県漁協からなどもご参加をいただきまして、宮城の水産物の魅力の発信をさせていただいております。

49ページ目は三陸・常磐ものネットワークということで、具体的に宮城のものを買う、応援団を作っていこうということで、私、経済産業省も兼ねておりますので、経産省の例えば関係の業界団体あるいはそれぞれの関係各省の業界団体などに働きかけて、「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」に参加いただいております。下の方をご覧くださいますと、例えば会議等をやる時に三陸常磐もの弁当を使っただく、何かのイベントの時にキッチンカーを使っただく、社員食堂で活用いただく、あるいは企業内でマルシェを行っていく、あるいはアンテナショップ等のECサイトと連携をしてやっていくということでございます。宮城のお魚だけで弁当はできませんので、宮城の米や野菜を含めてお弁当を作って

いくという形で、海産物以外を含めて、より宮城のものが売れていく、こういう活動を行っていく。3. 11の前後には消費拡大のイベントを実施することを調整しております。

50ページ目が、今の三陸常磐ネットワーク、いろいろなところで宣伝をさせていただいていますということです。小ネタで恐縮です、3番目の矢羽根であります、ネットワークの立ち上げの日には経産省内で宮城のお魚のお弁当いただきました。実際にどんどん具体例を作っていこうということで考えております。今750者が参加いただいておりますが、もっともっと増加をさせていこうと思っております。

51ページをご覧くださいと思います。皆様が獲ってきたもの、あるいは市場で売れていったものがちゃんと全国に向かって売れていくということで、シーフードショー大阪、あるいはジャパンインターナショナルシーフードショーに宮城県の企業が出展いただく際のサポートを行ってまいります。昨年もありましたけれども、今回もご出展いただけるようにということで調整をしているところでございます。

52ページ目が具体の動きということで、理解醸成活動に合わせまして様々なイベントやPR活動を行っております。ここにはご紹介を申し上げますが、イベントだけではなくて新商品開発、あるいはフェア、あるいは経営改善の支援といったようなことを行っております。

さらに53ページ目をご覧くださいと思いますが、こちらではシンガポールや台湾でのフェア、こういうものをしっかり応援するような活動、海外に向けた販路拡大の活動もさせていただいております。

54ページ目が中小機構・JETRO等の専門家による支援です。相談窓口を作りましたと申し上げておりますが、具体的に成果を上げていくということで、JETROでは海外バイヤーや国内消費者等に生産現場をオンラインで視察をしてもらい、こういったような形で商談のお手伝いをさせていただいております。いくつか具体的な例が出てきております。

55ページ目以降が中小企業関係の施策です。ここではあえて様々な事例をご紹介しております。適切な表現かどうかはございますが、ハードルの低めな、比較的簡単にできるものから、あるいは逆に結構規模の大きいものまで、様々な形でご用意をさせていただいております。今日は時間の関係で逐一はご紹介いたしませんけれども、こういうようなものができ

るなということで、自分たちのやりたいものがあれば、ぜひお問い合わせいただければと思います。これらについては、震災からの復興に取り組むようなところについては優先的にいろいろな形で採択するようなことなどもさせていただいておりますので、ぜひご活用いただければと思います。

それが56ページ目まで続いておりまして、57ページ目が観光関係でございます。観光庁さんの方でブルーツーリズム推進支援事業というのを立ち上げていただいております。何回かご紹介をさせていただきましたけれども、58ページをご覧くださいますと、宮城県内の事例が出てきております。このような形で風評払拭に向けて取り組まれる事例を応援するというようなことをしております。

次の59ページ目は飛ばしまして、60ページ目です。今日は流通関係たくさん申し上げましたけれども、ALPS処理水の処分に係る風評対策・流通対策連絡会を設置しております。四角のところにありますけれども、全国スーパーマーケット協会、日本スーパーマーケット協会、日本チェーンストア協会など、流通に関係するところに入らせていただいて、変わらず扱っていただけるためにどのようなことが必要かということで調整をさせていただき、皆様が苦勞したものがしっかり流れていく、こういう環境を整えることを考えております。

63ページ目以降は、万一の場合を意識した対策でございます。風評が起きないように取り組んでまいりますが、それでも風評が起きた場合、売れなくなった場合というのが、まず63ページ、水産物の需要減少が生じた場合の対応。コロナの時に需給調整が入りましたけれども、類似の仕組みで考えております。

63ページの(1)が、水産物の販路拡大、社員食堂などに流していくときの支援をさせていただいております。コロナの時よりは条件を優遇した対応。それから、(2)が冷凍できるものについては冷凍すると。その際の借入金は無利子、それから保管料についても定額補助というような形で、いい条件で売っていける環境を整えてまいります。

64ページ目以降が賠償の関係でございます。風評が起らないように取り組みますが、損害が発生した時には適切に賠償が行われるということで、東京電力からも紹介がございますので、66ページ、国の方の対応をご覧くださいたいと思います。

66ページでございます。まずここで書いてありますのは、賠償について東京電力任せにしないという一つの決意でございますけれども、1ポツでございます。地域、業種の実情に応じた賠償の実施に向けた取組ということで、いろいろなご相談をさせていただく際に、経済産業省の職員が同席をさせていただいたりしておりますが、東京電力が画一的な対応をすることなく合理的かつ柔軟な対応を行うように東京電力を指導してまいります。国として前面に立って対応するという、それから不適切な対応があった場合には改善に向けた対応を早急に行うように東京電力を指導いたします。また、2ポツでは支払いの迅速性が欠けた場合に厳しく指導するというところでございます。

次、69ページに飛びます。私の説明の最後のパートになってまいりましたけれども、知事からお話のありました海洋放出以外の方法ということで2つ。まず1つは、トリチウム分離技術。今約130万トンある水の中で、トリチウム水は15グラムですので、ものすごく薄いので分離は難しいのでございます。難しいのでございますが、諦めずに分離技術の追求をしていくというのが69ページ。

それから、70ページは汚染水の発生量です。処理する前の汚染水が発生するから処理がされていくわけですので、これの低減に向けた取組ということで、今回新たに2028年度までに1日あたり約50から70立米に抑制をすることを目指すということにしております。少しでも発生量を減らしていくということでございます。

最後に国資料②でございます。今日ご紹介をいたしません、閣僚会議で決められた内容でございます。国資料②の一番上の四角の4つ目の矢羽根です。政府の基本方針においては、2年程度後にALPS処理水の海洋放出を開始することを目途としており、とありますが、これに対して時期の具体化ということで、東京電力による海洋放出設備工事の完了、それから工事後の第三者機関である規制委員会による使用前検査、さらに何度もご紹介しております国際機関のIAEAの包括報告書、全体の報告書を経て具体的な海洋放出の時期は本年春から夏頃と見込むということが閣僚会議の資料に記載をされてございます。

長くなりました。私からの説明は以上でございます。ありがとうございます。

【座長（村井 知事）】

はい、どうもお疲れ様でした。

それでは、ただいまの説明へのご意見等をいただきたいと思います。ここからは、私の方から順に指名をさせていただきたいと思います。

はじめに、宮城県漁業協同組合の寺沢代表理事組合長お願いを申し上げます。

【宮城県漁業協同組合 寺沢 代表理事組合長】

県漁協の寺沢でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、ただいまの説明内容の前にちょっとお伺ひしたいのですが、先日、福島県のいわき沖の方で、スズキの方から、これはあくまでも福島の基準だと思っておりますけども、50（ベクレル）を超えるということで、スズキの出荷が止まったということでお伺ひしております。宮城の方は、国の基準に従って100（ベクレル）ということをやっているんですけども、それが止まったことに対する思いと申しますか、それと、改めて12年、もう来月で経とうとする中で、またこういうセシウムが出たということに対して、国はどういう判断をしているのでしょうか。ちょっとお伺ひしたいのですが。

【座長（村井 知事）】

一応、今の予定では、全てのご質問・ご意見聞いた後に一括してお答えをと思っておりますけども。まずは意見全て言っていただいた方が良いでしょう。ご質問を含めて。

【宮城県漁業協同組合 寺沢 代表理事組合長】

それとですね、前回にもお話しさせていただいたのですが、先ほど知事のご挨拶の中にもあったように、閣僚会議の方で春から夏ごろまでということで決まったということなのですが、まずそこは、国は理解醸成が進んでいるという判断のもとに、そういう発表をしているのか。その辺の確実なところって申しますか、我々、たぶん東電さんの方も、我々漁業者と、そういう賠償とかいろいろ内容の説明会とか行ってもらっていると思うのですが、やはり我々はまだ反対という立場でやっているものですから、まずその賠償とか、そういう協議っていうのはハッキリ言って今のところしたくないと申しますか、できないというのも

ありまして。ただ、その中でも漁業者から意見は出ていると思うのですけど。

まず、国の方が、その春とか夏って言うのであれば、逆に言えばもう、漁業者が反対してでも流すのだとか、そういうハッキリとした判断と言いますか、決定をしてもらった方が、我々としてはそういう補償であり、賠償とかそういう基準、そういったものの説明を受けて、我々の思いというのは言えると思うのですけど。

とりあえず、今段階では、東電さんから示していただいた賠償基準に対しては、何一つ理解と言いますか、我々が受け入れられる内容ではないということで、そういったことも含めて、まず政府が、しっかりと今現時点、あと数か月で放出期間っていうのが来ると思うのですけど、このまま理解醸成が進まなくても、流すのか、流さないのか。それは誰が決めるのか。そういったところをハッキリしていただきたいと思います。

あとは、先ほど説明の中で、風評影響調査ということでアンケートをやっているということなのですが、昨年からやっているということなのですけど、それについての情報であったり内容というのを示していただきたいと思います。現在どういう形なのか。もしかすると国の方では、ある程度風評の実態というのは把握していると思うのですけど、そういうものも、我々に示していただきたいと思います。

あともう一つ、前回の、以前からあった300億分の基金ですか、あの中で、風評が発生した場合に、一時保管であり買取ということは、我々の認識では、前までは国がやるということで我々認識していたのですけど、いつの間にか前回の説明会でも、7%下落したらあとはその経費の部分の15%の支援とかということで、中身がだいぶ変わってきていると思うのですけど。大体その7%下落したらって、もうそれ風評ですよ。そうなったら多分、そういう事業とか、そういう支援を受ける前に、もう賠償になるのじゃないのですか。

そのパーセンテージであったり、そういったものというのは、どこでそういうパーセンテージが出てきているのか。まず多分7%だったら、本当にもうそれ実害ですよ。その部分をどういう形で国は、我々としては、国が買い支えじゃないのですけど、買い取っていただけるという認識でいたのですけど、それが事業の中で15%前後の経費の支援をするということで、ちょっと違うのじゃないかなと。

あと一つは、追加であれなのですけど、先ほど東電さんの賠償の話の中で、新規就業者と

か賠償外という話があるのですが、今、国が支援して、いろいろ取り組みの中で担い手とかを増やすと言っているのに、その人達がせっかく頑張る気があるやろうとしているのに、被害があってもその人達はそれから外されるという内容なのではないでしょうか。

その辺をしっかりとですね、やっていただきたいので、とりあえずそういうことでよろしくお願いいたします。

【座長（村井 知事）】

はい、ありがとうございました。

先ほど申し上げましたけれども、国側の答えは後ほど一括してお願いしたいというふうに思います。皆様からご意見頂戴したいので、この後は2分程度で皆さんご協力お願い申し上げます。

次に、宮城県沖合底びき網漁業協同組合の鈴木代表理事組合長お願いいたします。

【宮城県沖合底びき網漁業協同組合 鈴木 代表理事組合長】

組合長の鈴木です。以前にもいろいろお話ししているのですが、私たち実害があった被害については、今東電の係の方が一生懸命来てやっていただいているので、これは風評ではないのですが、実害ですけれども、その取り組みが今後の試金石になるって言うか、いい加減なことでちょんちょんと終わらせるのではなくて、しっかりと私たち漁業者に沿った補償とか、いろいろな賠償とかを考えてくれるような、そういうふうな取り組み方をさせていただきたいと思っております。

あと、この前来ていただいた時にちょっとだけ排水口と放水口の位置が逆じゃないかというお話ししたのですが、その後いろいろ、東電さんの方からとか経産省の方からでもまだお話あったのですが、しっかりとやるから大丈夫だ、しっかりとやるから大丈夫だというこのお話し承っているのですが、しっかりとやっても震度6強、震度6弱が、震災後福島県沖で3回発生していて、そのたびに福島の漁港が欠損とか没陥落とか、いろいろなことがあって、今日もちょっと福島の方々と話し合いしたのですが、この不具合が出ていて、そういうことが起きている震源のすぐ近くのところで、以前にもあったような

何兆ベクレルだかわからないような放射性物質が出てしまって、私たちもタラからなにからみんな全部獲ることをやめてしまったのですけれども、そういうことがないようにと書いても、しっかりやりますから、しっかりやりますからと、具体的なことは取水口にはそういう放射性物質が入らないような場所から取りますからと言ったけれども、すぐ湾内からとる話ですので、私はそれがちょっと不安だなと思っております。

私たちと、将来私たちの後を継ぐ者が放射能かなんか、そういう風評か何かに晒されないように、私たち漁業者が将来ともにやっていけるような支援なりなんなりをしっかりとこのようにことをやる方にはこのようなことをやりますということで、指標でも示してもらってやる気のある人たちには是非やらせてみたいような、そういうふうな取り組み方を考えてみてもらいたいと思っております。以上です。

【座長（村井 知事）】

はい、どうもありがとうございました。

それでは次に、宮城県近海底曳網漁業協同組合の阿部代表理事組合長お願いいたします。

【宮城県近海底曳網漁業協同組合 阿部 代表理事組合長】

近海の阿部です。自分たちも風評ってどこまで風評なのか、今、現に去年かな、スケソウが安くなって韓国で買わないから安いと言われて、これも風評なのか実害なのかって首かしげていた時期があったのですよね。

それに対して補償も何も、うちから言わなければそういうのが返ってこないでしょう。実害なり風評なり、こっちから下がったのだろうと言ってもどうなのと言わない限りわからなくて、つい最近になってから東電の方からこれにしたい人は実害だから補償しますよという話が出てきたわけよね。やっている本人はこれが風評だか風評じゃないかというのがピンと来ないっていうのがあるのですよ。多分うちの生産者だけじゃなくて、販売している人たちもそういうのがあるのじゃないのかなと思って、自分が風評で被害を受けているのか、なんで安くなっているのだからわからないっていうのがあるのじゃないかなって自分で思っていました。

風評の対策とかどうのこうのって、現に今の時点でそういうの起きているのに、処理水流してから風評対策しますって、それはちょっと今でもそういうの出ているのに、後からやるってどういうことっていう考えです。

あと、なんかさっきからコマーシャルやったらどうのこうのって、前にも山口さんと会った時言ったのですよね。全然わからないって、何を言っているかわからない。もうちょっと分かりやすいように国民にアピールしてくれなければ、多分処理水というものがわからないと思います。うちはこういう会議でいくらわかるだけで、うちの家族が聞いても全然わからなかったって。それをいかに、うちの家族ですらわからないのに、一般、全国の国民わからないでしょ、と思うのですよ。それをもっと分かりやすく説明しなければ風評ってのは出てくると思います。以上です。

【座長（村井 知事）】

はい、どうもありがとうございました。

それでは次に、宮城県産地魚市場協会の佐々木会長お願いいたします。

【宮城県産地魚市場協会 佐々木 会長】

産地魚市場の佐々木です。よろしく申し上げます。3点ほどお伺いします。まず国の方からの説明で、これまでも安全性の強調を何回も説明されていますけれども、強調されればされるほど、結果が出てくれば我々としても安心するのですけれども、未だに結果があまりハッキリ出てない。例えば韓国なり中国からの禁輸がいつまでも解けていないとかという問題も出てきますし、I A E Aがお墨付きを与えているから大丈夫だというような表現の仕方ですけれども、I A E Aが例えばいくら安全だと言っても、なかなか世界はそれに従ってくれないというような実態が私にはどうしても見えるので、その辺国が安全だから大丈夫だというからには、やはり結果を伴った形で処理水を放水してほしいということです。

あと、2つ目ですけれども、県漁協の組合長からもお話ありましたけれども、いわき沖でスズキから85.5（ベクレル）のセシウムが検出されたということで、国は100ベクレルというような基準で、福島は50（ベクレル）というような設定なのですけれども、そろ

そろ国の基準の100（ベクレル）に合わせてもいいのかな、というふうに思うのですけれども、いつまでも例えば50（ベクレル）にして、今回85.5（ベクレル）のセシウムが検出されて、やはりこれまでどおり出荷自粛をされるという形になるので、そこら辺いつまでも世界は1,500（ベクレル）とかっていうようなセシウムの基準を設けていて、日本は500（ベクレル）なのですよね。多分ね。それを宮城県も100ベクレルということできずずっと守って、石巻もずっと検体を検査して今のところは出てはおりませんが、そろそろそういう基準値をもっと上げる必要もあるのではないかなと。それはちょっと見解をお伺いしたいと思います。

あと3つ目ですけれども、モニタリングの調査の回数ですけれども、資料では頻度を高めるといような表現なのですけれども、我々としてはできるだけ、毎日は無理だとしても、例えば1週間に1回、いろいろな魚種をトリチウムが検出するのが大変難しいということなのですけれども、数多く検査してもらって情報を発信してもらえれば、皆さんも安心がその辺醸成されるのではないかなというふうなことも思っていますので、その件よろしくお願いたします。以上です。

【座長（村井 知事）】

はい、ありがとうございました。

それでは次に、宮城水産物流通対策協議会の水野会長お願いいたします。

【宮城県水産物流通対策協議会 水野 会長】

はい、流通対策協議会の水野です。

ALPS水とトリチウムが安全であることはわかってきたというか、わかると思うし、このことでは続けていけると思うのですけどもね。問題は長期だということなのですよ。ALPS水を流し始めれば40年はかかる。そして廃炉作業に入ると危険性も高まるわけですね。そして、風評被害と皆さん言いますが、一番はですね、ここから始まるわけですよ。さっきのスズキのセシウムの85（ベクレル）というのが出て、福島で禁止になった。これがもしALPS水を放流し始めて起きたらどうなるかということですね。その時に100（ベ

クレル) 以上の魚が出てしまった、モニタリングのポイント数も増える、数も増えますね。先ほどおっしゃった数値も早く検討、国のあたりで一定にしておいて、モニタリングのポイントで事故が発生しないようにしなくちゃいけないのだと、これが一番大きいと思うのですね。それで廃炉作業に入る。そうするとやはりその事故の発生確率が多くなるわけですよ。この事故が発生した時に初めて風評が出るのですね。で、実際に事故が出て始まった時にはこれは風評じゃなくて実害になります。この実害が発生した時に、40年も50年も、私ももういないと思うのですけれども、ここにいる人も誰もいない間にも流し続けるわけです。流さなくてもならないのですけれども、その間に事故が起きないかっていうと、これは非常に難しいと思うのですよ。ですから、その廃炉までの長期にわたる監視体制の構築と、対応の窓口と、廃炉までの期間中に事故が発生した場合には東電さんと国とで組織された対策本部と、地方自治体がそれに協力をしてすぐに対応をするのだという、すぐに何か発生した時に安全であるということをきちっと言えるということ、この体制を作って初めて風評がないと言えるのですね。流し始めて風評が出るのはもうこういうふうにはセシウムが出た時、このセシウムがもしその流して100 (ベクレル) 以上の魚が出たらこれはもう大変な風評になります。これを止めることはもうできなくなってしまうのですね。そこのところをしっかりと長い期間、この事故を発生時の対策、組織というものをしっかりと構築して、準備をさせていただいておかないと大変なことになるのではないかと思います。よろしく申し上げます。

【座長 (村井 知事)】

はい、ありがとうございました。

それでは次に、宮城県消費地魚市場協会の石森会長代理お願いいたします。

【宮城県消費地魚市場協会 石森 会長代理】

消費地魚市場協会の石森でございます。この間、数多くいろいろお話し合いを聞いてきまして、トリチウムとは何なのだ、ということについてはだいぶ理解を深めてきたなと感じます。現地にも行きまして、それで実際にやっていること、現場も見てきました。本当に現場

の人たちは大変だなと思うのですが、ただ風評はどこで起きるのだとなれば、やはり消費者の方々と接点を持っているところ、小売店であり飲食店であり、そういうところで魚を食べる、もしくは買うときに、宮城の魚は大丈夫なのかと問われて、大丈夫ですよ、と答えるとします。なんで大丈夫って言い切れるの、と問われた時に。検査のデータをしっかり提示をして、これだけ毎日毎回毎回検査して、基準値の何分の1、何百分の1しか検出されていないですよ、と。そういうことをみんなが言えるような環境を作っていただきたいというふうに言い続けてきました。今回は10ページに、年間200検体のトリチウムを測定すると記されています。これは魚からのトリチウムというふうなことから、多分大変なことだろうなというふうに思いましたが、だいぶ我々の意図を汲んでいただいたなというふうに思っております。ただ、それで本当に風評が出ないかと言ったら、わかりませんよね。だから我々も本当に風評を出さないための対策、流通段階でやるべきこと、それを今後ともいろいろご指南いただきながら進めていきたいなと思っております。それはとりも直さず宮城の漁港や、漁師さんたちを守るためにも、宮城の魚文化を守るためにも、しっかりやっていきたいと思っておりますので、今後ともご指導をお願いしたいと思っております。

【座長（村井 知事）】

はい、ありがとうございます。

それでは次に、宮城県食品輸出促進協議会の小野寺会長お願いいたします。

【宮城県食品輸出促進協議会 小野寺 会長】

輸出促進協議会の小野寺です。どうぞよろしく申し上げます。

香港、それから台湾、それから韓国等で風評の抑制に向けたそういう活動をなされたということで、感謝をしております。一番重要なことは、どこの国でもそうなのですが、そのやはり市民とか住民とか、あるいは飲食業の事業者とかに、一般の人たちに伝わるって事が大切なのですね。その意味で、ぜひ一過性じゃなくて、継続的に実施を図っていただきたい、というのがまず1点です。

それから、一般の人たちがよくその風評被害、日本におけるどうなのだと正確に知るため

には、例えばマスコミの新聞とかテレビ番組とか、そういうところにやはり落とさないとは私は伝わらないのではないかと、そういうことも検討していただきたい。

それから3点目は、海外での県産品の風評被害の抑止に向けた見本市とか、それから商談会、宮城県これからも実施します。それに伴いまして、現在需要対策基金があるのですが、これが全く使えないのですね。だから、需要対策基金が使えるように、やはり国の方できちっと対応を図っていただきたい。これが3点目です。以上です、よろしくお願いします。

【座長（村井 知事）】

はい、どうもありがとうございました。

それでは次に、宮城県農業協同組合中央会の佐々木代表理事会長お願いいたします。

【宮城県農業協同組合中央会 佐々木 代表理事会長】

はい、中央会の佐々木でございます。JAグループといたしましては、国民国際社会において十分な理解が醸成されるまでは海洋放出を行わないこと、一貫して今現在あるわけでございます。ただ、様々な広報活動、諸外国への働きかけには感謝いたしております。実際に理解度が向上しているかどうかはまだわからないところでございますけれども、今後とも続けていっていただいて、より一層国民消費者に向けまして分かりやすい説明をしていただきたいと思います。さらに、この放流ということですね、外国でもすぐに反応している国々も出ておりますので、国といたしましても、ぜひそうしたところに素早く対応していただきたいというふうに思っているところでございます。

また、農業分野の支援策につきましては、中小企業施策、そしてまた観光支援策を通じてと間接的な支援にとどまっているような気がいたしておりますので、東京電力から宮城県の農畜産物のバザールの出品、あるいは経産省からECサイトの連携を呼びかけいただいておりますけれども、より積極的に販売促進支援策を更に望みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【座長（村井 知事）】

はい、どうもありがとうございました。

それでは次に、宮城県農業会議の中村会長お願いいたします。

【宮城県農業会議 中村 会長】

宮城県農業会議でございます。これまでの連携会議で、最初からこの風評被害に対する対策として、農業あるいは農産物も対象にすべきだということ、一貫して主張してまいりました。それが前回やっと、配布された資料の中に農業あるいは農産物もその風評被害の対象とするということ、明記していただきましたので、その点は評価をしたいと前回も申し上げました。また、その海洋放出につきましては今、漁業者の方々からいろいろな意見出ました。それもなるほどなぁと私自身も思っております。ただ、農業会議としましては、どのような形で風評被害というものが農業、あるいは農産物に現れてくるのかということ、いろいろ各市町村農業委員会の会長に聞きましたけれども、なかなか具体的な話というところまでは誰も理解しておられないというのが現状でございますので、これから推移を見守っていきたい、そういうふうに関心しております。また、先ほど説明にもありましたけれども、海洋放出と同時にそれ以外の方法で問題を解決できる、いろいろな研究を今されていると伺っておりますけれども、それらも並行して、ぜひ推し進めていただきたい。このことを要望したいと思います。以上です。

【座長（村井 知事）】

はい、どうもありがとうございました。

それでは次に、宮城県議会を代表いたしまして池田副議長お願いいたします。

【宮城県議会 池田 副議長】

宮城県議会副議長の池田でございます。漁業のまち、石巻選出でございますので、少々厳しい発言になるかもしれませんが、お許しいただきたいと思っております。

ただいまはご説明、誠にありがとうございました。ただ、今、寺沢組合長様が、また縷々皆さんからお話ありましたとおり、大変今厳しい状況であります。新型コロナウイルス、そ

してまたこのロシアによるウクライナ侵攻によりまして、燃油、それから資材高騰で大変経営環境が厳しい状況でございます。処理水の処分がまた新たな風評となり、経営環境をさらに悪化させるという懸念がございますので、よろしくご配慮いただきたいなというふうに思っております。

宮城県議会としましては、処理水の海洋放出を行わないようという意見書をすでに2度、国に提出しておりますし、東京電力にも要望書を提出しております。議会は農林水産常任委員会、そしてまた大震災復興調査特別委員会等で活発な議論を行っておりますが、処理水の海洋放出には断固反対であるという意見は変わっておりません。そしてやはり、まだまだ心配されるということで、大震災復興調査特別委員会は継続することになっております。

今回の説明を聞きまして、漁業者の皆さんに対して説明会や意見交換会ということで行われているということで、大変前進はしたかなというふうには思いますが、やはり風評の発生に対する不安は依然として私は消えていないというふうに思います。漁業者には何ら落ち度も責任もないわけでありまして、漁業者が不利益を被ることなく、以前のように安心して漁業ができますように心から願っております。また、中国、韓国の不買状況が続いておりまして、またそういう国も増えつつあると聞いております。私は毎日、宮城県産の魚を食べております。安心して食べております。ですから、自信を持って国におかれましては国内外への安全安心につながる、各種情報発信をなお一層強力に行っていただきたいと思っております。

賠償についてちょっとお話しします。賠償については、今までは事業者が立証しなければならないという大きな負担がございましたが、今回は賠償基準について東京電力が統計データを用いて、風評被害の推認を行うとともに、被害を受けた事業者の負担が、ですから一定程度を軽減されたということで、良かったなというふうに思っております。しかしやはり、画一的な賠償基準の根拠となる、画一的な対応となるのではないかという不安、あとまたはいつから賠償されるのかというような不安があるかと思っております。

これに対して、国が全面的に東京電力を指導し、しっかりと対応していただきたいというふうに思います。連携会議におきましては、海洋放出以外の処分方法については、トリチウム分離技術というようなことで説明はございましたが、日本の優れた科学技術を以ってあたれば、私は不可能なことはないと思っております。早期に技術を確立し、海洋放出以外の方法で処

分できるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後になりますけども、処理水の処分が相当程度長期間にわたると受け止められます。この問題を安全安心に不安を持たれることのないように、様々な場面で丁寧に説明し、情報を発信するように心からお願いを申し上げまして、私の意見とさせていただきます。以上でございます。

【座長（村井 知事）】

はい、どうもありがとうございました。

それでは次に、宮城県市長会を代表いたしまして菅原副会長お願いいたします。

【宮城県市長会 菅原 副会長】

宮城県市長会の副会長の菅原でございます。市長会としましては、この放出につきましてはあくまで漁業者、水産関係者の理解のもとということの考え方に変わりありませんので、まず冒頭、そのことを確認した上で、今日いろいろ支援策の細かい説明があったのですが、43ページから63ページまでの21ページ間にわたっていると思いますが、これがなんとか省の通常施策のものもあるのだと思いますし、あと300億円から出ているもの、また500億円から出ているものがあるのだと思うのですが、それは非常に分かりづらくて、仕分けをするか、また43ページで書いてもらえばいいのかわかりませんが、非常に理解しづらい並びになっているし、言葉遣いになっていると感じております。そこで質問なのは、500億円のことについて、これは漁業のみの記載がされているように思いますが、漁業のみしか対応しないという考え方なのか、またこれは基金化しないのかということの後で教えていただきたいと思います。それともう一点、ちょっと52ページの①のイベント開催支援という気仙沼のカツオ祭って書いてあるのですが、これについては非常に私はプロセスに問題があったと思っています。というのは、カツオ祭りはこのお金を利用して最初始めようと思ったのじゃないのですけれども、経産局の方からお誘いがあってこういうのを使えますよって、お金を使うことになりました。予算組をして、7月にカツオ祭りをしました。9月になったらこれはALPS処理水のなんとか事業ですということになって、実際の清算は今行うとこ

ろなのです。そういう意味で、しっかりと名乗ってお話をしていただかないと、関係者の間で賛否あったかもしれないということが現実起こっておりますので、このようなことについては皆さんが判断をして使うものでございますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

【座長（村井 知事）】

はい、どうもありがとうございました。

次に、宮城県町村会を代表いたしまして櫻井会長お願ひいたします。

【宮城県町村会 櫻井 会長】

はい、宮城県町村会櫻井でございます。まず、処理水の話の前に御礼を申し上げなくてはならないのかな、というふうに思ひました。1月31日付の東京電力ホールディングス株式会社福島復興本社の方からの資料で、精神的損害等に対する追加の賠償責任の概要について、ということで、ここで初めて県内の丸森町が入ったということでございますので、そういう報告を受けております。ぜひどこまで遡るか私分かりませんが、しっかりした対応をよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

それから実は今年の1月の18日でございますけれども、県の、今日吉田部長さんもおられますけれども、県内の沿岸部の自治体の首長さんが集まって県の水産関係者の方々と今の、これからのこの我々地域の課題として様々な面でお話し合いをさせていただきました。久しぶりのお話し合いというよりも、第1回目に近いぐらいの内容だったのでありますけれども、そこでもやはりALPS処理水について全ての首長からご意見を賜りました。大方の方々は皆さん内容がよくわからないということで、本当に大丈夫なのかという心配の中での反対だったのではないのかなというふうに思っております。風評被害を受けるのは漁業関係者の方々も当然のことでございますけれども、今度は各自治体の方でも様々な企画に関して、例えば一昨年あたりからは海水浴場もだいぶオープンしていますし、レジャー施設もどんどん海洋レジャーということで、コロナ禍から脱出した中で今度始まっていくのかなというふうに思ひます。そうした中で、こういうALPS処理水というその一連の流れで、そう

いったところまで影響するのではないかというような懸念された声も出てきております。また、ある首長さんからは風評被害っていうのは必ず起きるのだと思って、食べても安心なのだろうと思ってもらう、流通組織そういう政策をしっかりと海外に向けてやっていただくことを今からやらないともう間に合わない。ですから、しっかりした対応を取ってもらったら良いのではないかとということでございました。できましたら、関係者の皆様方とこういう沿岸部の首長さんが集まった中の会議、年1回ぐらいこれからも開かれると思いますので、その時にでも参加していただきまして、いろいろなご意見を聞いていただいて今後のことにつなげていただければということをお願い申し上げます。ありがとうございます。

【座長（村井 知事）】

はい、どうもありがとうございました。

それではよろしいですか。それでは一通りご意見ご質問等出ましたので、今、各団体からいただいたご意見ご質問等に対しまして国から回答いただきたいと思っております。内閣府の須藤総括官お願いいたします。

【内閣府 須藤 福島原子力事故処理調整総括官】

それでは、須藤の方から総括的にご回答させていただきます。関係省庁の方から補足があれば補足をするという形で進めさせていただければと思います。

寺沢組合長、それから佐々木会長からお話のありましたスズキの関係でございます。まさに福島県漁連さんの自主基準で国の基準の半分を超えたものが出た場合には、一度自主回収して出荷の自粛をするという形で、自主的な基準として決められていらっしゃいます。まさに基準を超えた魚が、万が一にも市場に出回らないという体制を作るという形の中で、予防的措置としてこのような措置を講じていらっしゃいます。

国の基準は100でございます。この100という基準がセシウムについてでございます。100ベクレルという基準は保守的と私たち言うておりますけれども、いろいろな悪い条件が重なっても大丈夫な水準ということで100としておりますので、ご指摘ございませ

たように、諸外国の基準と比べると相当低いレベルで運用しております。

したがって、今回の事案が何か安全性に関わるということではありませんけれども、一方で、きちんとした管理を示していくという目的の中で、県漁連さんが運営をされていると。そういう形になっております。水産庁からもし後ほど補足があればお願いをいたします。

それから、寺沢組合長からお話がありました、漁業者が反対してでも流すのかというお話がございましたけれども、閣僚会議で決まった政府の方針、2年前に決められたものは、万全の安全対策と風評対策の徹底ということでございましたので、これを目指してまさに私たち今、努力を進めているという状況でございます。

それがこの資料の中にありますように、現状の整理がこの閣僚会議の中でされているわけでございます。この安全対策と風評対策を徹底させていく。

特に、その中で、この閣僚会議資料の中でも記載がございますけれども、第三者的な視点できっちりチェックをしていくというのを達成して、それで前に進んでいくと、こういう形で考えております。

300億円の基金についてのご指摘ございました。国が買うのではないかというご指摘でした。申し訳ございません、私たちの説明不足の部分お詫びを申し上げますけれども、当初から、まさにコロナの時の対策を参考にさせていただいていますというご紹介をさせていただいておりましたけれども、あくまでこれは、餅は餅屋でございますので、国の直接買い取りという形ではなくて、実際の流通に乗せていく形の中での対応ということで考えております。

それから、賠償との兼ね合いでございます。これも重要な視点であるかと思っておりますけれども、私どもの考え方としては、様々重層的な対策をとっています。

発生する前の対策、それから、発生した場合にまさに買い取りという形、あるいは賠償という形、いろいろな形のものを用意させていただいて、その中で皆様がお使いいただきやすい制度、実際に現場にあった制度というのをお使いいただければと思っております。

これは、寺沢組合長からのお話とズレて恐縮なのですけれども、中小企業対策を始め様々な制度がございます。分かりにくいじゃないかというご指摘、これはおっしゃる通りかと思っております。一方で、一つの対策で全てが解決するようなものというのは率直に言って難しいと思っておりますし、それは逆に最適な制度であるとも思えないところがございます。いろいろな制

度がある中で、その制度を現場の実態に合わせて使っていただくようなお手伝いをするというのが私たちの務めであると思っております、制度を用意する、それからそれを実際に使っていただく、そのために、再三ご指摘がございました相談窓口や、専門家派遣という形で、こういう場合にはこういう制度がございますということをご紹介させていただきながら進めさせていただければと思っております。

それから、賠償についてはまだまだ納得できない部分が多いというお話ございました。これは、まさに総括的な考え方は年末に出させていただいておりますけれども、例えば、御負担を少なくするために統計、数字を活用するわけですがけれども、典型的な例で言いますと、銀鮭だったら宮城県が8割以上のシェアを占められているので、これ東京の価格と比較しても意味がないのではないかと、ご指摘の通りでございますので、これはまさに現場現場で、どういう場合が適しているのかを東京電力と調整をし、それから私どももその状況はしっかりウォッチしながら対応してまいります。いかに現場に合った、実際に被害に苦しんでいる、あるいは被害を懸念されている方々への対策を講じていくという形でいろいろな対策を組み合わせて行っているのだというところはぜひご理解をいただければというふうに思います。

それから、沖底の鈴木組合長からお話ございました、実害あつての賠償というお話ございましたけれども、事故後、これまでの東京電力の賠償に対する姿勢については様々なご批判をいただいております。

まさに被害に遭われた方々に様々なご負担を強いてですね、どっちが被害者かというようなご指摘、お叱りまでいただいたことがございました。こういうようなところはきちんと対応した上で、今回のALPS処理水の基準と実際の当てはめというところで、ご相談をさせていただければと思います。

それから、鈴木組合長からお話ありました取水の問題ですね。取水が港湾の近くで汚れているのではないかとというようなご懸念がございます。こういうようなご懸念について、とにかく私どもきちんと測って何かおかしい数値が出てきた時には放出を止めていくということが重要だと思っております。

また、ご懸念がございましたように、地震があるではないかということももちろんですけれ

ども、機械ですのでいろいろなメンテナンスに気を使っても壊れることがあるかもしれません。人間、間違えるかもしれません。こういうようなことを視野に入れて、今回は例えば、緊急遮断弁を高いところと低いところと両方入れています。何かあった時に止められるような対策を二重にするとか、そういうような形で、地震とか故障があった場合でも大丈夫かというところは重要な審査のポイントになっています。その上で、きちんと測って数字を確認してやっていくということです。しっかりやりますという決意だけでは物事動いていかないと思っていますので、予防的な措置が取られているかということと、現実の数値をきちんと測ってそれを包み隠さずお示しをしていくということで対応して参りたいと思います。

それから、近底の阿部様からお話ございました。どこまで風評かというスケソウのお話ございました。言われてからというようにご指摘ございました。恐縮でございます。恥ずかしながら、やはり私たち取引の全実態が分かっているわけではない部分がございます。何かおかしいということがあれば、御手間をかけて恐縮ではあるのですが、是非お教えいただければというように思います。

私どもの方ももちろんアンテナを高くしてまいりますけれども、私どもの気付けない部分、至らない部分があると思いますので、こんなことが起きているのだというのは早めに通知をいただくと、それこそ実害が出る前に、例えば買う側に問題があるのであれば、そちらへのヒアリングをするとかそういう対応を行っていくこともできます。未然に防ぐようなこともあり得ますので、ぜひご指摘をいただければと思います。

それから、CMについて分かりにくいとご指摘いただきましたが、いろいろな評価があると思います。あれはあれで分かりやすかったという評価もあったりいたします。

私どもとして思っているのは、あのCMは入り口です。こちらから遠い九州の方も沖縄の方もご覧いただいて、日本中で問題意識を持っていただくということで、導入でございます。

やはりそこから先、関心を持っていただいて、いろいろな情報をお伝えしていくのが重要かと思っています。

それから、より深くお話し合いをしていく、車座などのいろいろな理解醸成の手段を組み合わせるというところが非常に重要なところかなと思っています。

それから、産地魚市場の佐々木様からご指摘いただきました、実績で示してみたいと

ということかと思えます。中国や韓国は変わっていないじゃないかというご指摘ございます。

いろいろな政治的要素等もあって、関係省庁も苦勞しながらいろいろ対応しているところでございますけれども、IAEAからはまだ包括的報告書をいただけていません。

世界的には、まさにIAEAを尊重しようという動きがありますので、なお一層厳しくIAEAにチェックをしてもらって、それを発信していくというところは重要な手段の1つとして、私たちは考えているところでございます。

それから、佐々木様から100ベクレルの基準上げたらいいいのではないかというご指摘ございます。いろいろな議論がございますけれども、今のところ100という国際的に見て厳しい水準の中で、日本はその安全性を担保しているという形を続けていくということかと思っております。もちろん、いろいろな形で科学的な実証などの作業を続けていくところは続けてまいります。

それから、モニタリングについてのご指摘ございました。安全をきちんと伝えていく上で、モニタリングがキーポイントになるのはまさにご指摘のとおりかと思っております。

まさに、先におっしゃっていただきましたが、トリチウムは非常に放射性の力が微弱なものですから、測るのが難しいのですけれども、また補足があればお願いしたいと思いますけれども、頻度を高めて、それをちゃんと発信をしていくところまでセットとして取り組んでまいりたいと思っております。

それから、流通対策協議会の水野会長からのご指摘ございました。長い道のりになるという形で、放出後の不安というようなこともありましたけれども、すでにあのビフォーアフターが重要でございますので、今の放出前から様々なデータを計っています。

それで状況を見てもらって、たくさん測ると出てくるじゃないかというご懸念あるかと思っておりますけれども、ここはあえてちゃんとたくさん測ってデータを包み隠さず出していき、これが信頼につながろうと思っております。そのデータもいろいろな形でダブルチェックをしていくというところが重要かと思っております。

その上で、事故発生で風評があるのだと。廃炉を行っていく上では、これから廃炉の本命とも言うべき、まだ使用済み燃料が取り出せていません。一部残っています。

それから、燃料デブリは一粒も取り出せていません。こういった廃炉のまさに難しい作業

がこれから進んでいきます。

そのためにも、ALPS処理水の処分が必要であるわけですが、こういう時に、政府を挙げて対応しようということで、私が今日ご説明させていただいた国の資料の中に廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局という名前が載っています。これは、内閣府の組織で、省庁横断で、廃炉についても浄化前の汚染水についても処理水についても何かあった時にはここで機動的に対応していくという形でできています。

事故は起きない方がいいに決まっているわけですが、仮に何か起きたとしても、この政府を挙げた体制の中で対応をしていく。こういう段取りとしているところでございます。

食品の基準値という意味で言うと、100（ベクレル）を超えるセシウムの方ですが、100（ベクレル）を超えるものが出ないように、今までも、例えば第一原発の港湾の中から出ないように工夫とか様々してきておりますけれども、より一層充実を図っていきたいと思っております。

それから、消費地魚市場の石森様からお話がありましたが、現場を見ていただきましてありがとうございます。皆様方も、ぜひ機会ございましたら第一原発の現場ご視察をいただければと思っております。

重要なご指摘でございました。やはり売り場の方々がどう答えていくかというのが重要だと思っております。

私どもも今、流通業界と相談をさせていただきながら、売り場の方々がパッと答えられるわかりやすい動画ですとか資料ですとか、こういうものを作ってお伝えをしていきたいと思っております。

やはりここがないと伝わっていかない部分あると思いますので、重要なご指摘だと思っております。

まさにこれから漁業者の皆様、あるいは市場、あるいは水産加工、流通、こういった方々がきちんと未来に向かって続いていけるように対応していくというのが私どもの務めと思っております。

それから、輸出促進協議会の小野寺会長からお話がありました。風評の抑制で新聞とかテレビとかまで含めていろいろやっていくというご指摘。我々としても意識してやっていき

いと思っております。

それから、海外での風評抑制のための商談会ですとか、ご相談に乗れると思いますので、支援が出ないということはないと思います。いろいろな形で具体にご相談させていただければと思っております。

J A中央会の佐々木会長からお話がありました、国際社会の中での十分な理解。これは、いろいろな工夫をしてきておりますけれども、より一層強化をしていきたいと思っております。

それから、海外でネガティブに処理水のことを言う国もあります。反論すべきことは反論しながら対応していくということ。それから、中小企業対策について、間接的な支援という言葉もございました。それこそ一つの対策で全てではないと思っておりますけれども、中小企業対策も補正予算でかなりの金額取っております。

そういった中には、まさに震災復興に関わる部分、しっかり優先的に採択をしていくというようなところも入れておりますし、今回の様々な活動の中で農産品のメリットも出てくるように努めていきたいというふうに思っております。

それから、中村農業会議会長から放出方法についてのお話もございましたが、並行して分離技術の開発に取り組むというようなところ。これは重要なことかと思っておりますし、残念ながら今すぐ現実なものはないのですけれども、放出は長きにかかりますので、並行してやっていくということと、それから風評実態調査につきましては、これまた様々な形で実施をもちろんしていきます。結果についても、随時またご紹介をさせていただきたいと思っておりますけれども、事業者の方々に実際に起きているかどうかということもそうですし、どのような対策が現実的かというようなことまで含めて、お伺いをしていきます。現在集計をしておりますので、様々な形で随時ご紹介をしていきたいと思っております。風評が起きているという回答があった場合には、実際これはそのままにせずに、お伺いをして深掘りをしていこうと思っております。やはり、起きる前から芽を摘んでいくことが重要だというように思いますので、このあたりは特に力を入れてやってまいりたいと思っております。

それから、池田副議長からのお話で、今、ただでさえ厳しい状況にあるのだというところ。これは、私も本当にその通りだと思っていまして、海流が変わったり、いろいろ藻場の状況

とかも悪くなっている中でどうしようかと思っている時に、ALPS処理水が最後の一押しと言うのでしょうか、さらに厳しい状況になっていくとこういうご指摘かと思います。

500億円の基金は、まさにそういうようなところもあって、組ませていただいたものですけれども、ご指摘ございましたような、いろいろな意見交換会とかを繰り返していきながらやっていくということ。

それから、賠償については立証負担を寄せずに対応していくということで、特に、国へのしっかりした関与をというようなお話がございました。これは、ご説明させていただいたとおり、しっかりやらせていただければと思います。

それから、市長会の菅原市長からお話ございました、一部支援の仕方での説明が足りなかったのではないかとご指摘ございました。すみません。またやり取り確認をさせていただきたいと思いますけれども、誤解のないように申し上げておきますと、例えば、経産省の予算を使ったから処理水の賛否が決まるとかそういうものではありません。私たちはとにかく、この宮城にとっての重要な産業、あるいは文化を担ってきた方々のその生業がしっかり続いていく、そこが重要だと思っております。いろいろな予算の制度ございますので、私どもの方からも紹介させていただくことがあろうと思います。コミュニケーション足りない部分があったらお詫びを申し上げたいと思いますけれども、ご指摘を踏まえながら対応してまいりたいと思います。

それから、町村会の櫻井町長さんからお話しございましたところですけど、沿岸の自治体でのお集まりとかある場面でお伺いさせていただくのはぜひ、させていただければと思います。町長さんたちが集まる時など、まさに聞かないとわからない部分はあると思います。

我々いろいろなところに出向いているつもりではあるのですが、まだまだお伺いすべきところがあると思いますので、対応を進めさせていただければと思います。

それから、流通の部分しっかりやっていく、海外の部分しっかりやっていくというのはご指摘の通りかと思いますので対応を進めてまいります。

長くなりました。申し訳ありませんでした。

【座長（村井 知事）】

はい、どうもありがとうございました。

農林水産省、環境省、あと原子力規制庁、厚労省の方もWebから参加されていますけど、何かご発言ありましたら。

じゃあ、よろしくをお願いします。

【農林水産省水産庁 ^{はせがわ}長谷川 研究指導課長】

はい、水産庁でございます。

スズキの件ですけれども、私、原発事故翌年の福島の試験操業の開始の時にも関わっていたのですが、福島の試験操業というのは原発より大変沖の深いところで、さらに、放射性セシウムを溜め込まない性質のタコですとかそれから貝ですとか、そういう生物を対象に徐々に始めていったという試験操業の歴史なのですが、その当時も、やはり基準値ギリギリのものを出荷するのではないかというようなことの懸念がいっぱいあったものですから、国の基準値の2分の1を自主規制値としてやっていきましょう、ということでここまで続けてきたという歴史がございます。そこはちょっとご紹介しておきたいと思います。

このスズキ、去年のクロソイの時もそうなのですが、何が原因かというのはハッキリと断定するというのはできないと思いますけれども、以前から申し上げているとおり、福島第一原発の港の中は、まだそういうものができる可能性があるところですので、そこは東京電力にはしっかり対策をとっていただきたいというふうに考えております。

それから、佐々木会長と石森会長からのトリチウムのモニタリングのお話がありました。水産庁の方で、令和4年度からトリチウムのモニタリングを開始しております。宮城県で言いますと、ギンザケ、ホタテ、ヒラメ、ヤナギダコ、キアンコウ、イラコアナゴ、アカガイで、計16検体検査をしております、トリチウムもセシウムも不検出という結果が出てまして、これを水産庁のホームページの方でも公表しております。

おっしゃる通り、放出の直後にはより検査をしてくれという声が高まるというふうに私も思っております。

ですので、まだちょっとはっきりご報告できないのですが、若干検査の精度を落として、

短時間でたくさんの検査、たくさんと言っても多分1日に1つか2つぐらいしかできないと思いますけれども、そうやってそれを皆さんのところにお伝えしていくということ。それとセシウムの話に戻ってしまいますけれども、基準値が安全と危険の境目ではないだとか、今これだけ厳しい基準値の運用をしてきた結果、私たちが普段食べている食品から取り込む放射線の量っていうのは、もともとこれ以下に抑えましょうと想定していた量の1%程度よりも低いぐらいの値に留まっているというようなことも併せてご説明してまいりたいと思っております。

よろしく願いいたします。

【座長（村井 知事）】

環境省ありますか。はい、お願いします。

【環境省水・大気環境局水環境課 ^{まえだ}前田課長補佐】

はい、環境省でございます。

環境省も佐々木会長の方からお話ありましたモニタリングの方を実施してございます。

今、魚については水産庁さんからお話ございまして、主に環境省では海水についてモニタリングを行っているところでございまして、申し訳ございません、資料に今回書けておりませんが、実は今週、専門家の先生方の会議を行いまして、放出開始後は頻度を上げるということで、具体的に週に1回、少し限られた一部の測点になるのですが、週1回やっていこうというような話をしてございます。

お話ございましたが、精密に測ろうとすると、どうしても2、3か月期間が掛かってしまうものですから、少し検出できる下限を上げて、できるだけ早く、大体1、2週間程度想定しておりますけれども、結果が出るような形で頻度を上げてやっていって、適宜回数等は専門家の先生方のご意見もいただいて見直していくと。

そういうような形を、放水が行われた後はやっていくということを考えている状況でございます。

【座長（村井 知事）】

はい、どうもありがとうございました

厚労省、原子力規制庁、Webから参加されているかと思うのですが、よろしいでしょうか。何もなければ画面映していただければと思いますけど、よろしいですか。

まだまだ国に対して意見あると思いますけども、時間の関係もありますので、次に、東京電力の対応状況について、東京電力ホールディングス株式会社の常務執行役福島復興本社の高原代表からご説明いただいて、全て終わりましたら再度、ありましたら挙手お願いしたいと思います。

それではお願いいたします。

【東京電力ホールディングス株式会社 高原 常務執行役 福島復興本社代表】

ご紹介いただきました東京電力ホールディングス福島復興本社代表の高原でございます。

まずもって、当社福島第一原子力発電所の事故から間もなく12年が経過しようとしておりますけれども、今もなお、宮城県の皆様には様々な面で大変なご迷惑、ご心配をおかけしておりますこと、心より深くお詫びを申し上げます。本当に申し訳ございません。

また、本日はこのようなご説明の機会をいただき、誠にありがとうございます。

ALPS処理水の取り扱いに関しましては、先日、政府の行動計画が改定され、当社といたしましても政府の基本方針を踏まえ、工事や設備運用の安全確保をはじめ、風評対策の実効性を上げるよう努めて参りますとともに、理解醸成に一層注力して参りたいと思います。

また、昨年12月にALPS処理水放出に伴い風評被害が生じた場合の賠償基準を公表させていただきました。公表した内容につきましては、関係する皆様へ訪問等を通じて詳細にご説明をさせて頂いているところでございます。

引き続きご意見を頂戴しながら、具体的な内容について定めて参りたいと考えております。本日はこれまでの本連携会議や、関係する方々の訪問等を通じまして、頂戴しましたご意見を踏まえたご理解の醸成や、宮城県産品の需要創出につきまして、当社の取組状況、今後の計画についてご説明させていただきます。

【座長（村井 知事）】

どうぞ、座って。

【東京電力ホールディングス株式会社 高原 常務執行役 福島復興本社代表】

失礼でございますが、着席をさせていただきます。

それでは、お手元の資料でございます。東電資料と右肩にあります、A4横の資料をご覧くださいと思います。

まず、はじめに理解醸成に向けた取り組みについて、ご説明をさせていただきます。

これは宮城県の皆様にご理解を深めていただくための取り組みでございます。当社は宮城県の皆様、関係する皆様のご懸念やご関心に向き合い、ALPS処理水の取り扱いに関する当社の考え方、対応についてご理解を深めていただけるよう取り組みを進めております。これまで当社仙台事務所を中心に、関係団体様や事業者様への説明会、各種イベントの参加の機会を通じましてご意見を伺っておりますけれども、「分かりやすい説明をしてほしい。」あるいは「安全性をどのように伝えるかが課題。」こういった様々なご意見を伺っております。

これに対しまして、技術者の同行もさせていただいた上での説明会の開催や、福島第一原子力発電所の視察のご案内等を通じまして、ご意見を踏まえて分かりやすい取り組みを進めて参ります。また、昨年8月からは県内の新聞広告におきまして、当社に寄せられた皆様からのご疑問やご懸念にお答えするQ&Aを掲載し、県内にお伝えをしております。

2ページをご覧ください。

全国の皆様にご理解を深めていただくための取り組みでございます。首都圏を中心とする関係の皆様へのご意見をお伺いする取り組みを全社挙げて進めております。

水産流通関係者や百貨店、スーパーなどを対象としまして対話活動を実施しております。

これまでの活動を通じて、「ALPS処理水を正しく理解できた。」あるいは「科学的に安全基準を満たしていることを一般の消費者に継続的にPRしてほしい。」こういったお声をいただいております。

また、福島第一のご視察につきましても、多くの方々にお越しいただいております、実

際に現地を見ていただくことで、「廃炉や処理水について、報道等では知ることができなかった部分を聞くことができた、見ることができた。」こういった感想をいただいております。今後も幅広い方々への対話活動、発電所のご視察を通じまして、ご理解を深めていただけるよう努めて参りますとともに、これまでいただいた様々なお声は、当社Webサイトの充実や、幅広く様々な広報活動に活かして参りたいと思います。

3 ページをご覧ください。

情報公開、発信の取り組みについてです。当社は政府の基本方針を踏まえまして、設備の設計・設置、そして運用管理の安全を確保するとともに、海域モニタリングの測定結果や海洋生物の飼育試験の取り組み状況を分かりやすい形で発信して参ります。

また、科学的根拠に基づく正しい情報の国内外への発信をさらに進めて参ります。

具体的な安全性の確認といたしましては、昨年4月から発電所近傍におきまして、海水や魚類のトリチウム測定地点や測定頻度を増やすなど、海域モニタリングの強化をしております。測定結果は全て当社のWebサイトや、あるいは処理水のポータルサイトに公開をしております。サンプルの採取地点を地図上で示して各地点をクリックすると、測定結果のグラフが表示されるように改善をしております。測定結果のグラフでは、WHOの基準と比較するような表示であるとか、測定結果の状況、それから安全性が視覚的に確認できるような工夫も施しております。

4 ページをご覧ください

客観性、それから透明性を確保するために、昨年9月から海洋生物の飼育試験を実施しております。処理水を加えた海水環境下で海洋生物の飼育試験を行って、通常の海水の飼育との比較を通じて、生物の飼育状況やデータなどを目で見える形でお示しをしたいと考えています。日々の飼育状況はライブカメラや飼育日誌等で公開をしております。ヒラメの飼育試験では、これまで体内のトリチウム濃度が生育環境以上にはならず、一定期間で均衡する状態になります。その後、通常の海水へ戻すと時間の経過とともに、体内のトリチウム濃度が速やかに下がるということを確認しております。

5 ページをご覧いただきたいと思っております。

国内外への情報発信についてでございます。宮城県内での新聞広告につきましては、先ほ

どご説明をいたしましたけれども、全国向けの情報発信といたしまして、全国紙で広告を、一紙ではございますけれども、実施をいたしました。また、当社のWebサイトやYouTubeでの発信、さらには中段の写真の右側に掲載させていただいておりますけれども、東京駅構内での電子広告など、様々な手段で様々な方々に向けまして、安全対策の認知度の向上や健康・環境への懸念の払拭に関する情報を広く発信しています。

国際社会に向けました取り組みは、これまでも国と連携して進めているところでございますけれども、昨年10月に海外メディアや在日大使館に対しまして、当社単独での会見を初めて開催をいたしました。今後も定期的には開催をする予定でございます。来週2月の13日にも2回目の会見を予定しております。処理水ポータルサイトにおきましては英語版、中国語版、それから韓国語版を掲載しまして、海外にも積極的に発信をしております。

6ページご覧いただきたいと思っております。

ここからは、宮城県産品の魅力発信、需要創出についてでございます。当社は宮城県の農林水産物の需要創出に向けまして、県産品の利用、そして購入や促進、宮城県の魅力を伝える取り組みを継続拡大してまいりましたが、今後も当社グループを挙げて強化、拡充に取り組んで参りたいと思っております。

まず、水産物をはじめとする宮城県産品の利用・購入促進についてでございます。社員食堂の取り組みにつきましては、昨年4月より本社食堂で提供を開始いたしましたけれども、9月以降、関東圏の主な事業所にも拡大をいたしまして、これまで約2,900食を提供しているところでございます。

次に、新たな取り組みといたしまして、昨年11月より「みやぎ弁当」と名前を付けましたお弁当の販売企画をいたしております。その第1弾といたしまして、宮城県産品のお米の「ひとめぼれ」あるいは野菜、そして宮城県産品のカキを使用したカキフライ弁当の販売を本社、それから都内の事業所で開始をしております。大変な好評を得ておりますので、今後グループ会社への拡大もして参りたいと思っております。

7ページご覧いただきたいと思っております。

宮城県産品の社内バザールにつきましては、昨年の9月に第1回を開催いたしまして、12月にも第2回を開催しております。短時間で完売となった1回目の反響を踏まえまして、

2回目は商品を大幅に増やして実施をいたしました。今回も大変盛況で、約640名の社員が県産品を手に取り、購入させていただきました。また、グループ会社等につきましても、予約販売方式で購入の斡旋を実施しております。3月には第3回目を予定しております。この際は、イチゴの宮城県オリジナル品種であります「ニコニコベリー」や「もういっこ」の販売も計画をしております。

続いて、宮城県の魅力情報の発信についてでございます。宮城県の魅力発信といたしまして、全社員約3万人が毎日閲覧する社内のイントラネットに宮城県の魅力をPRするページを新たに設けたことに加えまして、社内テレビやグループの情報誌、様々な媒体を利用して観光スポット、それから宮城県産品をお得に購入できるキャンペーン情報等を紹介しております。今後も観光PRや県産品の消費拡大に取り組んで参りたいと思います。

8ページご覧いただきたいと思っております。

次に、関係者と連携した宮城県産品の消費拡大についてでございます。全国の魚食振興として当社が取り組んでいるお魚惣菜の定期お届けサービス「Bon Quish (ボンキッシュ)」というのがございます。昨年10月以降、2つのメニューを追加して、現在10品目を販売しております。今後も宮城県産品メニューの拡充を進めて参りたいと思っております。

最後に、国の「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」についてでございますが、当社も事業者といたしまして、当事者といたしまして、グループ会社とともに参加をさせていただくことに加えて、取引先や電気事業連合会への参加も呼びかけ、参加企業の拡充拡大に努めております。先ほどのみやぎ弁当を同ネットワークでもご利用いただく等、宮城県産品の消費拡大に積極的に取り組んで参ります。

9ページでございます。

ここからは、風評被害が発生した場合の損害賠償について触れさせていただきます。

当社といたしましては、風評影響を最大限抑制するべく対策を講じた上でもなお、風評被害が生じた場合には、その損害を迅速かつ適切に賠償をさせていただきます。

当社はこれまでに頂戴したご意見等を踏まえまして、昨年12月に賠償基準を公表いたしました。この賠償基準は、風評被害の確認方法や損害額の算定方法等につきまして検討した現段階の基本的な考え方を取りまとめたものとなります。関係団体様への個別にご訪問など

を通じましてご説明をしておりますので、本日は概要についてご説明をいたします。

まず、お支払いの対象となる方々でございますけれども、原則といたしましてALPS処理水放出前から事業を営んでいる事業者様としております。

10ページご覧いただきたいと思います。

お支払いの対象となる損害ですが、風評被害によって生じた逸失利益と追加的に発生した費用となります。また、風評が生じた場合の取扱いの流れでございますけれども、極力ご請求者様のご負担をおかけしないために、ご請求をいただいた後、まずは当社にて統計データ等を活用いたしまして、対象地域における風評被害の有無を推認させていただきます。推認により風評被害が確認できた場合は、事業者様ごとにALPS処理水放出に伴う損害額を算定して、適切に賠償をさせていただきます。

今後の進め方でございますけれども、関係団体の皆様からご意見を頂戴して、十分に協議を重ねて具体的な内容を定めて参りたいと思います。また、ご相談ご請求に対して迅速な対応ができるよう、私どもの仙台事務所を中心に社内体制を整備して参ります。

11ページでございます。

ここでは、トリチウムの分離技術に関する公募状況等についてご説明をさせていただきます。現時点では、トリチウムの分離技術に関する公募状況は総数で124件のご提案をいただいております。現在14件が二次評価を通過しているところでございます。この14件のうち、フィージビリティスタディーに進む意向を示された10件のご提案者の方と秘密保持契約の締結を順次進めているところでございます。

中段の図は、分離技術試験のプロセスを示して、下段に二次評価を通過した分類技術の例をお示ししておりますけれども、今後も新たな技術動向を継続的に注視していくとともに、ALPS処理水に実現可能な技術があれば積極的に取り組んで参りたいと思います。

12ページでございます。

ここはALPS処理水の希釈放出設備の安全対策でございます。図でポイントとしてお示ししておりますとおり、トリチウム以外の放射性物質は希釈放出する前の段階で規制基準を満たすまで何回も浄化すること、こういったことを4つのポイントを確実に遵守して、設備運用の安全性を確保して参りたいと思います。

13ページでございます

処理水の放出設備等の設置の工程でございます。現在の工程はご覧の表の通りでございますが、やはり何より安全を最優先に工事を進めなければいけないと思っております。

なお、最後のページの14ページは、現在の工事状況をお示ししておりますので、後ほど14ページはご覧いただければと思います。

当社の取り組みについては以上でございます。引き続き関係の皆様からのご意見を丁寧に伺いながら、当社の取り組みに反映させていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

【座長（村井 知事）】

よろしいですか。はい、どうもお疲れ様でございました。

それでは、ただいまの説明のご意見等を、時間の関係もありますので、ご質問・ご意見がある方のみ当てまして、最後に東京電力から回答いただくという形にしたいと思っております。

それでは皆さんの順番関係なく、挙手をお願いしたいと思います。

はいどうぞ寺沢さん。

【宮城県漁業協同組合 寺沢 代表理事組合長】

ただ今の説明の中で、まずその12月に示された賠償基準に対しては先ほどもお話ししましたけれども、我々漁業者を含めて組合員の皆様も、決してあの内容について我々理解できるものではないということで、まず言わせていただきたいと思います。

その中で、先ほどから出ている中でちょっと確認したい部分が、回答できなければそれでいいのですが、今回のこのスズキのセシウムについて、独自基準という、より一層の安全安心のために独自基準で福島の皆さんはやっているということで理解するのですが、我々はやはりその100（ベクレル）という国の指針に準じた対応していますので、やはり我々も震災から12年も迎えますけれども、流通の皆様とも一緒になって、決してそういうものを流通させないということで、100（ベクレル）を超えたものを。そういうところはしっかり、我々も宮城県も対応しているって事はまずご認識いただきたいと思います。

ただ我々ちょっと、そこはただ福島で85.5（ベクレル）のものが止まって、例えば、じゃあ宮城のものが90（ベクレル）のものが市場に流れているってなった場合に、現実的にですよ、消費する人たちはどう思うかって部分も、そこは考えていただきたいのです。先ほど石巻の佐々木社長の言われた通り、その安心・安全を守るために50（ベクレル）という厳しい基準はいいのですが、やはりその周りの他県じゃないですけど、その辺のバランスって言いますか、安心・安全がきっちり担保できるのであれば、そこはしっかりとやはり皆さん歩調を合わせてその基準に沿ったやり方というのも必要なのではないのでしょうか。

実際、今回この85.5（ベクレル）で回収したということなのですが、これは組合員の皆さんに私も漁業者なのであれなのですが、これ補償であったり賠償っていう対応になっているのですか。そこも、できる範囲で構わないので回答いただければと思います。

また、前回の会議の中でも言わせていただいたのですが、どうしても我々、漁業者の立場から言わせていただければ、福島の対応と宮城の対応があまりにも違いすぎると、その部分は是非ご理解いただきたいと思います。確かに福島の皆さんも本当に大変な思いして、今も苦労しているというのは分かります。やりたいこともできなくて、この十何年間、本当にいろいろな思いがあったと思います。

ただ、宮城もこの12年間、やれるが上に、一生懸命復興しようと思っっているいろいろな思いしてきたのですよ。それこそ本当にせつかく水揚げした魚を「こんなの売れないからいらない」と言われたこともあるし、実際はホヤの問題に関したって、賠償があるって事で、韓国向けの7,000トンの行き場を失ったことによって、「片方では国内需要を伸ばしましょう」と言っって、皆さんで消費拡大とかお願いしている中で、当時、賠償があるということで、ただ、賠償を受けるためには「処分しなくちゃいけない」って言われるのですよ。片方では処分して片方で「美味しいからいっぱい食べてください」って、どんな思いしてそういうことやってきたと思いますか。魚だってその通りですよ。せつかく良いもの揚げても、「それ基準超過しているから処分しろ」って、いろいろな思いしてきたのですよ。福島だけじゃないのですよ。宮城もそれなりにいろいろな思いあって苦労してきているのですよ。

やはり、そこはちょっとこのALPS処理水を放出するということであれば、もう一度そういうところしっかり見直していただいて、特に我々言われるのは、やはり県南の人たち、

福島と県境の人たち、特に山元であったり亙理の漁業者っていうのは、言ってしまえば福島の皆さんと同じ漁場を利用しているわけですよ。それでも大変、この対応の違いっていうのは、どうしても我々本当に理解できない部分がある。

多分、それは陸上でも一緒だと、県境の人は皆さん同じだと思います、県境っていうか、見えないラインがあるために対応が全然違うっていうのは、そこは多分、海陸一緒だと思います。そこはしっかり理解していただいて、今後のこういう対策であったりいろいろなことに活かしてもらいたいと思っているのです。

そこはやはり、これは東電さんもしっかり認識していただいて、到底あの基準では漁業者は誰も理解しない、そこは分かっていたきたいと思います。

それと最終的には、この処理水の問題に関しては、我々としてはやはり福島の漁業者が多分理解したとしても、宮城の漁業者は理解できないと思いますから、しっかり対応お願いしたいと思います。

【座長（村井 知事）】

福島の自主規制については、後で農水省の方で答えてもらいます。

まずは、国の方も含めても結構ですけども、他に何かご質問を。

はいどうぞ、小野寺さんお願いします

【宮城県食品輸出促進協議会 小野寺 会長】

東電さんの方から示された損害額の算定方法、これについて現場からの意見を申し上げさせていたいただきたいと思います。

まず、風評被害があるかないか、対象水産物の使用状況というのが、確認の一つになっています。わかりますね、使用状況です。

要するに、対象水産物がどの程度使用されているか、その対象物が50%以上であると、損害額算定は100%ということが明記されています。

私が申し上げたいのは2つ目の、製造加工地がどこか、ということが2つ目のハードル、確認方法になっていまして、その中で県内産、それから県外産、海外産品を原料に使う。こ

の3つのその段階で、算定額が100%からゼロに落ちてくるわけですよ。算定額が。これは現実に全く合わない。

現在、例えば香港に輸出している加工品、これは国内品じゃないです。海外の産品を国内で加工しているわけです。こういう場合、この算定方法から言うと、損害額の対象額では極めてゼロに近いのですよ、ゼロ。これ実際はどうなっているかというところ、販売の現場というのは、海外品を使用しているというところが問題ではなくて、どこの産地で生産加工されているのか。ですから、それが分かった途端に、宮城県で生産をされている、加工されているとなった時にキャンセルですよ。現時点ですよ、キャンセルされるのです。

ですから、もちろん県内産、それから県外産、それから海外の産品を使う、それぞれカテゴリーがありますけど、これは海外における販売というのは、海外の人から見たら、宮城県で作ってれば宮城県ということで、現実に販売がキャンセルになっているという現実を反映した算定、その損害算定の方法に変えてもらいたいのですよ。現実に合わせてもらいたいというのが現場からの意見です。

他にもう一点、相談体制と賠償についての相談窓口の件です。

これは、東電さんからの資料を見ますと、電話です。電話によるその相談窓口、それからあとはそれによって郵便による、いわゆる配送ですか、そういう風になっているわけです。これ現実の問題として、対面による相談窓口を設置していただきたいと。それから申請そのものも対面で可能な機関を、これは東電さん、それから国も含めて、総括的なそういう相談できる窓口、それから申請できる窓口をきちっと設置を図っていただきたいと。

現実、今の段階でも風評被害が起きているって事にも対応していただきたいのですよ。海外輸出において、現時点においても風評被害を受けていることについて対応する窓口を、きちっと放流後ではなくて放流前に、現時点でも対応可能な対策の窓口を設置していただきたいということです。

よろしく申し上げます

【座長（村井 知事）】

はい。他によろしいですか。

それでは、まず高原さんの方から

【東京電力ホールディングス株式会社 高原 常務執行役 福島復興本社代表】

東電の高原でございます。

寺沢組合長から風評、断固反対だという賠償につきまして私どもお示したものにつきましてのご意見を謹んで承ります。

その上で、私ども先ほど申しましたが、お示しさせていただいた基準、これ基準と申しませんが、基本的な考え方ということでございます。まずもって、まず風評を起こさないような取り組みを私もしっかりやらなければいけない、というところでございますが、それでもなおという中での基本的な考え方をお示しさせていただきました。そういう意味では、一つ一つご事情が皆さん御有りになる中で、丁寧にお話を伺わせていただいて、ご負担をかけないようにまずやらせていただく、あるいはそういった前提の中で反対の気持ちが非常に根底にあるということも、よくよく私たちもしっかり認識しながら、まずはご対応、あるいはお話を伺わせていただければと思いますので、何卒、ご理解いただきたいと思います。仙南の話も、大変お気持ち厳しい心の中伺わせていただきました。

処理水に関しましては、もうご承知のとおり地域、それから期間、そういったものは問わずに賠償させていただくところでございますが、これまでの私どもの賠償の対応、やり方、こういったものが重なって、重ねて申し上げますけれども、ご不信が御有りになる中での今回のALPS処理水の賠償ということでございますが、しっかり肝に銘じて対応させていただきたいと思います。

それから小野寺会長からいただきました、ちょっと産地の話はこの後、賠償の担当の内田の方からご説明させていただきますけれども、窓口につきましてはしっかり、まずやらせていただくことが何よりだと思います。

対面でお話を承る、あるいはご訪問させていただく、きめ細やかにやらせていただくと思っておりますので、またお気づきの点、私どもも伺わせていただきますが、ご指摘いただければと思います。ではちょっと内田の方から話をします。

【東京電力ホールディングス株式会社 内田 執行役員 福島復興本社副代表】

復興本社の副代表しております内田と申します。

小野寺会長様からご質問がありました、あるいはご意見がありました製造・加工地による賠償につきまして、あくまで我々の考えとして、どのくらいその対象製品を使っているのかというランクを一定程度想定して、あるいはその水産品の対象、水産品の割合だけではなくて、それを産地の名物として売りにしているかどうかとか、そういったところを判定・判断基準にランク、段階を少し分けさせていただくという案を提示させていただいております。

ただ、今事例としてお話しいたきました香港への輸出の問題では海外産品だけど宮城で加工してそれを輸出していると、それがやはり宮城だから忌避されてしまった、そういうようなことが生じた場合には、じゃあ、それが算定がゼロになるのかという、そういうご懸念かと思えますけども、それはあくまでちょっと枠組みとしては一旦提示させていただきました。実態と照らして、それがあっているのかどうかというところは、個々に当然ご相談・ご協議をさせていただいて検討させていただきたいと思っておりますので、あれはあくまで一つの考え方、枠組みとしてご提示させていただいたものということで、12月にご説明してありますもの全般的に一つの枠組みとしてご提示して、今後当然、実態に合わないとかいうのは、そういう点については協議をさせていただくと、こういう前提のものでございます。また、実態をいろいろ教えていただき、ご指導いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます

【座長（村井 知事）】

はい、それでは農水の方お願いします

【農林水産省水産庁 はせがわ長谷川 研究指導課長】

はい、水産庁です。

寺沢組合長、ありがとうございます。福島の方で始まった経緯は先ほどご説明した通りなのですが、外部のその当時のことをよくわからない一般の消費者の方達から見るとまさに

そういうふうに見えてしまう、というのはご指摘の通りかと思えます。

福島も含めて、宮城も福島を含めて震災前の姿、もっといい姿に戻していくという上で、いろいろと平仄を合わせていかなければならないということはたくさん出てくると思いますので、そこは福島の方たちとも相談しながら進めて参りたいと思います。

ありがとうございました。

【座長（村井 知事）】

はい、須藤さん。

【内閣府 須藤 福島原子力事故処理調整総括官】

小野寺会長から賠償の関係、国も対面含めてというお話ございました。

ご説明申し上げますけれども、何か事案があった時には、ヒアリングにお伺いさせていただくとか、対面でのお話を含めて是非、いろいろ対応策考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それから申し訳ありません、1点お答え漏れがございまして、菅原市長から500億円の基金、漁業者向けかということでございますが、漁業者向けの制度になっております。

これはそれ以外をやらないということではなくて、この基金は漁業者向けでございましてけれども、加工にしろそれ以外の産業にしろ、様々な対策を講じていきます。

それから、寺沢組合長の思いは一言で答えるのは本当に恐縮でございましてけれども、まさに宮城県のご苦勞を、政府内部で共有しながら、私どもの対策の充実に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

【座長（村井 知事）】

はい、皆さんどうでしょうか。国、東京電力、どちらでも結構でございます。

おそらく放流前ですね、大きな変化がなければもう開催しない。今の私の腹案では、開催しないでいいのではないかと考えておまして、放流後に様子を見ながら開催したいと思っ

ています。

従って、これが放流前最後になる可能性もあるということですので、この機会に話があったら、是非発言しておいていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

はい、じゃあどうぞ。

【宮城県産地魚市場協会 佐々木 会長】

産地魚市場の佐々木です。

モニタリングの調査測定の関係なのですけれども、セシウムは100（ベクレル）ということで規制値が設けられていますけれども、トリチウムについて私ちょっと認識不足であれば教えて欲しいのですけれども、例えばトリチウムでいくらまでの規制で、それ以上を超えた場合、例えば出荷自粛どうかというような制限を設けるとか、海底の土とか水中、あと海水、あとそのほか魚も測るわけでしょうけれども、その辺の規制値、そういう数値、具体的な数値とか、私ちょっと、わからないのですけれども、そういう数値はもう国の方では出しているのですか、それをちょっと教えていただきたいのですけど。

【座長（村井 知事）】

はい、お願いします。

【農林水産省水産庁 ^{はせがわ}長谷川 研究指導課長】

はい、水産庁です。

トリチウム、魚のトリチウムの基準値というのは特に設けてはおりません。放出の濃度の限度が1リットルあたり1、500ベクレル、実際にはその7分の1とかそれぐらいのレベル、多分200ベクレルぐらいになると思いますけれども、東電の飼育試験でもやっていますし、世界中のいろいろなところの結果を見ても、そこのいる環境、水の濃度以上に魚の中でトリチウムが高まるということはないということが定説となっているということで、しかもトリチウムのその実効線量係数って、何と言うのでしょうか、ベクレ

ルからシーベルトに換算する係数というのがあるのですが、それはセシウムの700分の1程度ですので、例えば1リットルあたり200ベクレルでトリチウムが放出されて、そこからさらに薄まるわけですが、その出口のところ、もし籠に入れて魚を飼っても同じぐらいの程度にしかならず、それがセシウムで言うと1ベクレルをさらに下回るような、そのぐらいになるということがありまして、極めて人体への影響、魚への影響も低いということですので、トリチウムでの規制値を特に設けるといことは今ないと思っております。厚労省さん、何か補足があればしていただければと思います。

【座長（村井 知事）】

厚労省、何かありますか。

ちょっと画面映っていないのでわからないのですが、画面映していただいて結構ですが、厚労省さん、映っていたらカメラオンにさせていただきたいと思っておりますけれども。

ちょっと声がちっちゃいですね。ちょっと待ってくださいね、声を大きくできますか。ちょっと待ってください、画面が全部映ってないですね。画面が映ってないですが、まあ声だけでもいいですよ。どうぞ、じゃあお願いします。

すいません映りました、映りました、はい声も聞こえています。

【厚生労働省 近藤食品基準審査課長（リモート参加）】

はい、すいません厚生労働省です。

今、水産庁さんからお話ございました通り、基本的にはトリチウムについては蓄積しないと言われているということと、それから今回の海洋放出によって特に濃度が上がらないということを、きちんとモニタリングしていただくという前提になっていると思っておりますので、基準値につきましては今水産庁さんが申し上げた通り、今のところ設けることは考えていないという状況かと思っております。

以上でございます。

【座長（村井 知事）】

はい、ありがとうございました。

よろしいですか、小野寺さんお願いします

【宮城県食品輸出促進協議会 小野寺 会長】

国の方をお願いしているのですが、現在、通関におけるHSコードってあるのですね。通関のHSコード。それはその産地の製造県を表記することを現在できていないのですよ。ですから、宮城県の産品がどのくらい動いているか、金額も含めて、把握できないのです。

ですから、その通関におけるHSコードについて、県単位の輸出を分かることが可能なように、生産と製造県の表記をHSコードに入れて欲しいのですよ。それをずっと前から言っているのですよ。もう何年も前からです。

現場からの意見として、是非、その取り組みについては、検討が始まったとは聞いているのですが、早期に実現をしていただきたいということをお願いしたいと思います

【座長（村井 知事）】

わかりますか。大丈夫ですか。

【内閣府 須藤 福島原子力事故処理調整総括官】

すみません。その件は恐縮でございます、今日答えられるものがないと思いますので、問題意識、持ち帰らせていただければと思います。

大変申し訳ありません。

【座長（村井 知事）】

他に、よろしいですか。

須藤さんと高原さんからも何か別件でございましたら、発言していただいて結構です。よろしいですか。

はい、じゃあ、最後に私から一言申し上げたいというふうに思います。今日は、わざわざ休みの日にお越しいただきましてどうもありがとうございました。

非常に厳しい意見が出ましたけれども、これが宮城県側の考え方だと受け止めていただきたいというふうに思います。福島の自治体からは理解を示すような発言があったようでありますけれども、宮城県は、漁業者、農業関係者、観光関係者含めまして、海洋放出について賛成だという人は誰もいないということをご理解いただきたいと思います。

今でも海洋放出以外の方法を是非実施していただきたいと考えておりますし、トリチウムの除去技術、これしっかりと開発をしてから、次のステップに歩いてほしいという考え方を持っているのも事実でございます。

安全だということは、私もいろいろ勉強させていただいて理解はしているつもりですが、そうであっても、中国や韓国がまだ輸入を規制しているという事実からも、やはり、風評というものがどれだけ恐ろしいものなのかということ、身にしみて感じておりますので、今日は私からも厳しくお話をさせていただきたいというふうに思っております。

また、何よりも東日本大震災から12年が経ちまして、東京電力に対して漁業者はじめいろいろな方が賠償請求しておりますが、必ずしも満額回答いただいております。何と云いましてもやはり東京電力というのは、巨大な企業、大企業でございます。後ろに沢山の弁護士、素晴らしい能力のある弁護士を抱えておられる。それに一漁業者が、一我々のような小さな自治体の者が、それに対して物を申しましても、いざ裁判になったらなかなか勝つことができないということでございます。

そういったことから、この12年間で東京電力に対して非常に不信感を我々は持っているということです。こういう不信感がなければ、おそらく今回の問題も、こんなに揉めることはなかったのではないかなというふうに正直思っておりますので、是非とも、我々の側において、我々の側に立ってお話を聞いていただきたいというふうに思います。

自ら自分で証明しろと言われても、なかなか簡単に証明できるものはありませんので、こういったことは漁業者任せでなくて、県も前面に出て、いろいろ交渉にあたりたいと思っておりますので、どうかよろしく願い申し上げたいというふうに思います。

また、国におかれましても、これで終わりではなくて、ここからがいよいよ大切なスタートだというふうになりますので、今後も、第8回、第9回と、会議を開いていくことになると思いますが、どうか皆さん、最後までしっかりと対応をよろしく願い申し上げたいとい

うふうに思います。

先ほども途中でお話しましたがけれども、もうおそらく放流前にこの会議をいたしましても、おそらく同じような話になってしまう。繰り返しになると思いますので、私個人的には、大きなトラブルとか、また、新たな課題が出ない限りは、放流後にこの会を開催したい。

放流後に、どういう状況か、どういうふうに環境が変わってきているのかと、実際どれくらいの影響が出ているかということをおお体推し量った上で、この会議を開いて、対応についていろいろ不満な点が、問題があれば、それをしっかりと国や東京電力に申し上げたいというふうに思っております。

皆さん、それでよろしいでしょうか。よろしいですか。よろしいですかね。

そのようにさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

今日は、かなり長い時間になりましたけれども、お時間おとりいただきまして誠にありがとうございました。

以上です。

【司会（八鍬 原子力防災対策専門監）】

それでは、以上をもちまして、第7回処理水の取扱いに関する宮城県連携会議を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。